



木造耐火住宅研究会が 法整備に向けた要望書を提出

防火地区での木造住宅建設の古い規制のバラを打ち破ろうと積極的に動き出した。このほど発足した「木造耐火住宅研究会」（長谷部尅彦会長）では、防火地区での木造住宅・建築物の普及拡大のため、構造や規制の見直しなどを進めようという活動だ。東京で木造三階建工法「プラスワン工法」を展開している㈱ハセベ（長谷部尅彦・代表取締役会長）が中心となり、こうした大都市部・防火地域での木造住宅建設の問題解決のため「木造耐火住宅研究会」を2月に結成。共通の問題を抱える工務店、設計事務所、資材会社などに呼びかけ80社が参加した。研究会では早速第1弾の活動として、5月9日に大畠章宏国土交通大臣に面会。木造耐火住宅の現状を訴えるとともに、建設がスムーズに進むよう法規制等の整備などを求める陳情。

5月31日に国交省から連絡があり、木造耐火についても適応事例の例示については検討されるとの返事があった。木造耐火住宅は、これまで大臣認定を受けている木住協（日本木造住宅産業協会）仕様か日本ツーバイフォー建築協会の仕様を使っていたが、同会の動きによって新しい流れも加わりそうだ。

【詳細は本誌7月号】